

厚生文教常任委員会

令和5年7月13日

葛城市議会

厚生文教常任委員会

1. 開会及び閉会 令和5年7月13日(木) 午前10時20分 開会
午前10時48分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員 委員長 奥本佳史
副委員長 谷原一安
委員 柴田三乃
" 坂本剛司
" 杉本訓規
" 西井 覚
" 藤井本 浩

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員 議長 梨本洪珪
議員 西川善浩
" 横井晶行
" 吉村 始
" 松林謙司
" 川村優子
" 増田順弘
" 下村正樹

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長 阿古和彦
副市長 東 錦也
教育長 椿本剛也
教育部長 井上理恵
教育部理事 葛本章子
教育総務課長 葛本康彦

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 板橋行則
書記 新澤明子

〃

神 橋 秀 幸

7. 調 査 案 件 (所管事項の調査)

- (1) 葛城市立白鳳中学校南棟長寿命化改修工事に関する事項について

開 会 午前10時20分

奥本委員長 ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しておりますので、これより厚生文教常任委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。厚生文教常任委員会、昨日、一昨日と行政視察の研修を行ってまいりました。既に始まっております部活動の地域移行、それから社会包括の実践されているところで若者会議という先進事例を視察してまいりました。それぞれ委員のほうで学びが多かったことと思いますので、またそれぞれの議員活動、あるいはこの厚生文教常任委員会の活動に反映していただければと思っております。本日、引き続き委員会を開催しますので、よろしくお願いいたします。

委員外議員の出席を紹介いたします。下村議員、増田議員、川村議員、松林議員、吉村議員、西川議員、横井議員。

発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押し、赤いランプが点灯しているのを確認してからご起立いただき、マイクを近づけて発言されるようお願いいたします。

葛城市議会でのマスク着用については、個人の意思に委ねられております。マスクを着用したままの発言についても認めておりますので、ご承知おきください。

また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

それでは、ただいまより本委員会の所管事項の調査案件についてを議題といたします。

葛城市立白鳳中学校南棟長寿命化改修工事に関する事項についてでございます。

本件につきまして、理事者より報告事項がございますので、説明願います。

葛本教育総務課長。

葛本教育総務課長 おはようございます。教育総務課の葛本です。よろしくお願いいたします。

現在施工中の葛城市立白鳳中学校南棟長寿命化改修工事につきまして、ご報告させていただきます。本工事は、昨年12月20日に議決いただき、令和5年10月10日を工期として、外部及び校舎の2階内装部分から順次工事を進めております。2階の内装を解体したところ、内装仕上げや設備を取り付けるために柱やはりの一部が削られ、欠損した箇所や、はりに細かなクラックが見受けられました。建物の強度に影響するようものはございませんでしたが、一部で鉄筋が露出する状況も見られたため、今後長く建物を使用するに当たって、建物の劣化を防ぐために、これらの補修を行いたいと考えております。

現況と補修方法につきまして、お手元のA3の資料をご覧いただきたいと思います。写真は、白鳳中学校南棟2階の内装解体により見つかりました、はりや柱の欠損やクラックの状況について、4つの代表的な事例と、これに対応する補修内容として、当初設計で見込んでいた費用の範囲で行った補修方法について、それぞれ左側に現況を、右側に補修状況をお示ししたものでございます。

写真の下には参考までに、白鳳中学校南棟2階の平面図を添付しております。上段の左側の写真は、仕上げ材の取付けのために、はりの一部が削られた箇所、このような箇所につ

きましては、隣の写真、見づらい写真で申し訳ございませんが、真ん中の部分にありますように、樹脂モルタルや無収縮モルタルを用いて補修をいたします。上段の右側の写真は、はりにクラックが見受けられる箇所で、青いテープがクラックを示しています。このような箇所は、隣の写真にありますようにエポキシ樹脂を注入する補修をいたします。下段の左側の写真は、仕上げ材の取付けのために、はりの表面が削られていた箇所で、このような箇所には、隣の写真にありますように樹脂モルタルや無収縮モルタルを用いて補修をいたします。下段の右側の写真ですが、こちらは防火シャッターの取付けのために、はりの一部が削られていた箇所で、樹脂モルタルや無収縮モルタルを用いて補修をいたします。

皆様には大変ご心配をおかけいたしますが、建物として現状でも強度に問題がないことを確認しております。緊急に補修を行う必要はありませんが、長寿命化の観点から、建物の劣化を防ぐためには、この機会に補修を行うことが必要です。今回、当初の設計で見込んだ以上に補修の必要な箇所が出てまいりましたので、現在の請負金額、工期では、金額、期間ともに不足するため、必要額を補正し、請負金額及び工期の変更契約をお願いさせていただきたく、本日の臨時会において補正予算を計上しております。

以上、ご報告させていただきます。

奥本委員長 ただいま報告願いましたが、このことについてご質問等ございませんか。

杉本委員。

杉本委員 よろしくお願いたします。改修工事で壁とかを取ったらこういうのが見つかってしまったというか、出てきたので改修。このクラック、ひび割れに関してはある程度致し方ないかなと思うんですけども、このシャッター部分ですよ。はりの一部を削っていると、多分あり得へんことやと思うんです。これはでも今の皆さんに言っても致し方ないところがあるんですけども、これ、予算が上がってきますけども、これは責任というか、施工された工事会社に何か言えないんですか。葛城市が全部負担するというのもよく分からないと思いつつ聞いていたんですけども。1つ目がそれですよ。

2つ目が、この施工業者が、結構前の話なんですけども、この時代に葛城市内の今の施設のほかの工事についても大丈夫なんかなという心配をしてしまうんですけども、だから同じ業者がほかの施設、耐震には問題ないというお話なんですけども、こういうことがないのかというのを調べていただいていると思うので、その辺をお聞かせ願えますか。

奥本委員長 葛本課長。

葛本教育総務課長 教育総務課の葛本です。よろしくお願いたします。

まず最初のご質問になります。シャッターの取付け部分の責任に関してですが、シャッターの取付けに関しては、建築当初の施工業者によるものでございます。ただ、当初の施工業者につきましては、既に会社が存在しないために責任を負うことができない状態でございます。

次に、2点目のご質問です。同じ会社による施工の建物等に同様の心配がないかどうかというところでございます。まず、建物の強度としては全て確認ができております。今回の事象が生じていたとしても、強度には問題がないということを確認しております。

以上でございます。

奥本委員長 杉本委員。

杉本委員 法的にどうというのは僕もあんまりよく分からないですけど、今その業者がもうないから、言いに行く先がないということですよ。それは致し方ないところもあるかも知れないですが、ほかの施設に関しては、同じ業者がつくっていても強度的には問題ない。ただ、これもそうですが、開けて初めて分かったことなので、強度的には問題ないけど、こういう支障があるかも知れないけど、大丈夫は大丈夫という理解でよろしいですか。分かりました。

ほんで、当時と今やったら、工事が始まって管理体制、監視体制とかの業者の体制とかも、今やったら工事の途中で写真を撮って残しておいたら、今と昔は大きく違うと思うんですけども、これから新たにつくっていく場合、同じようなことにならないように、今と昔とは全然、昔は僕、分からないですけども、今はこういうことがないように、しっかりとこういう体制でやらせていただいていますというのを1回、教えていただきたいです。

奥本委員長 葛本課長。

葛本教育総務課長 教育総務課の葛本です。お願いいたします。

現在の工事監理の体制につきましては、工事期間中を通しまして、市の職員、また工事監理の請負業者、それから施工者ともに、週に1度は定例で打合せを行うとともに、現場のほうの確認を行っております。また、工程に合わせて必要な検査等も行っており、施工報告書や写真によってその状況報告をしていただいておりますので、そういった形で監理をさせていただきます。

以上でございます。

奥本委員長 杉本委員。

杉本委員 そういう体制でやられているのは、これからの人に関しては問題ないと思うんですけども、ただ、これも開けて分かったわけではないですか。工事もやっているときに、理事者側がどういう頻度で行ってはるのか分からないですけども、見に行ったら閉まっていたみたいなことがあったら、また同じではないですか。開けやな分からんでしょうこれも、ということじゃないですか。そういうのもこれからは頭の懸念に入れていただいて、仕上がってもうたら中はもう見えへんわけじゃないですか。これも同じことやったら、ほんで、1階もそうでしょう、多分これ。1階も開けてみやんと分からないという状態じゃないですか。それを未然に防ぐように、こういう事例があったわけですから、今後の参考というか、頭の片隅に置いていただいて、しっかりとやっていただけたらと思います。

以上です。

奥本委員長 ほかにございませんか。

西井委員。

西井委員 この写真を見せてもうてんねんけど、既に補修したやつ写真が入ってるやん。今度はその追加で補修せんなんところの写真というたら、この写真の4つの中でいったら、右のところぐらいやろ。補修はここだけかというふうに我々は感じるねんけど。こういう写真を持ってはんのやったら。そやから、ほんまに補修せんなんところは、ほんまはこんなとこ

ろです。予算で完了したところなんか、写真で会議に要らへんと思うねん。そやから、この会議でこの写真を見せたら、全部それかなと勘違いするような写真を資料として出してもらったら、実際の追加補修せんなんところがどれだけかというのが分かりにくいと。そやから、完了した分は完了してあんのやろ、結局。写真を載せて、黒板を置いているところは。ほとんど完了したところをこの資料で出してもうたかて、参考にならへんと。あれすんの違うけど、もうちょっとそういう資料をちゃんと。追加でせんなんところは、こういうところで写真を出すんやったらもうちょっと。終わっているところを今出してもらうよりも、終わっているところまでせんなんみたいに、うっかりしたら感じると。資料としては、もうちょっと丁寧な資料を出してほしかったと思っております。

ただ、補修せんなんところを担当で発見してもろうたら、子どものやっぱり安全、施設の長期化ということも考えたら、必要なことは必要以上に、この中学校建設当時に比べてやっぱりいろんな基準が変わっているのは理解できんねけど、その辺をもうちょっときちっと理解できるような資料を今後、もう今日の話やからこれ以上言わへんけど、提出してもらうべきやろうと。

奥本委員長 西井委員、この資料の上に記入されているんですけども、現状この写真というのは、当初設計で見込んでいるところで見つかったところで、既に補修ができた範囲で、また、その補修の補修事例という形で資料を出していただいて、今後見つかるであろうところはまだ分からないので、それがこの次の予算のところでは話になるという、そういう資料なんです。ですから、全てそれをこういうのがあるというのを見越しているわけではないという、こういう形の施工事例という形で写真が載っているんです。

西井委員。

西井委員 それを言ったら、今度の補正金額自体、ちゃんと積算してんのかいというふうになるやろ。こういう部分で補修しましたという事例だけをすんのやったら、今度また下の1階も含めて、開けてみゃんな分からへんやないかと、はっきり言うて。ほんなら今の補正、もう一遍補正を出さんなんというようなことが起こる可能性があるんかなと。そういうことまで考えたら、補修事例として、委員長がおっしゃるような形でやったら、やっぱり市民のお金を安全のために使うんやったら、それだけの根拠はあるように共有してもらいたいと。もうこれ以上は言わへんけど。

奥本委員長 積算の根拠とかはまたその次の予算のところにも絡んでくるところなので、あまり深くはちょっとですけども、ある程度その辺の今ここで言える範囲でご答弁いただけますか。

葛本課長。

葛本教育総務課長 教育総務課の葛本です。

先ほど委員長からご説明がありましたように、この資料は代表事例として載せさせていただきまして、こういう補修をしなければならぬことがほかにもある。今回補正予算として、変更契約として計上させていただく範囲につきましては、きちっと積算をした数量になりますので、2階の部分とか、あと1階の部分もできるだけ確認のほうを進めた上で、今回上げさせていただいております。もちろん今後、1階の部分でまだ未着手の部分に、また新たに

何か補正が必要な事象がある場合には、補正予算を上げさせていただく可能性はございます。
以上でございます。

奥本委員長 ありがとうございます。また詳しいところは予算のほうで話が出てくるということで、
西井委員。

西井委員 結局、補修の話が追加で出てくるのは分かんねんけど、市が執行するとしたら、補正のまた補正というふうな形ではなく、やはりもうちょっと。また、この追加の補修も予算には入りたくないから、そやから、それについてはその根拠をちゃんと出してもらうような形で。これは当委員会でも、結局その話をこの前、協議会かな、今の予算で認められるところはどうやったと。その分差引きして出てくるという、この前の話が出てきたら、やはりその辺をきちっとしておきたいから申し上げているだけで、今後その辺の、できることなら追加の追加というような形が出ないように慎重にやってもらいたいと思います。
以上です。

奥本委員長 ほかにございませんか。
柴田委員。

柴田委員 先ほどの葛本課長のお話では、既に欠損部分とかは明らかになっていて、また、1階の未着手のところは、もし見つかったらまた補正で出されるというふうに私は理解したんですけども、今明らかになっている修繕箇所というのは、具体的には何か所ぐらいあるのかなというのをお聞きしたいのと、それから、ここに資料の中に書かれている補修箇所は当初設計で見込んである補修費用の範囲で行ったという工事もあると思うんですけども、それは今見つかっている修繕箇所の約何%ぐらいが既に終わっているのかというのをお聞きしたいです。

奥本委員長 葛本課長。

葛本教育総務課長 教育総務課の葛本です。お願いいたします。

まず、修繕が必要な箇所数ということなんですけども、細かな欠損であるとかクラックが複数箇所入っておりますので、何か所という把握はできておりません。また、今何%終わっているかという部分なんですけども、これも申し訳ございません、今把握はしていませんので……。

奥本委員長 柴田委員。

柴田委員 難しいのかなとは思いますが、当初の設計の費用の中で行ったというのは既に終わっているでしょう。その費用はもうなくなってしまって、だから補正を出されるという理解でよろしいでしょうか。分かりました。

奥本委員長 ほかにございませんか。
谷原副委員長。

谷原副委員長 今回の追加補正に当たって、予算特別委員会が後で開かれますので、そこでもそういう議論はあるかと思うので、厚生文教常任委員会として、調査案件として少しお聞きしたいことがありますので、幾つか質問します。

1つは、この南東部分、いつ施工完了したというか、当時いつの建物なのかということ

お聞きします。

それから、内装を解体したらこういうものが出たということですけど、これは本来の工事としてはあってはならないものなのか、普通にあるものなのか、そこはどうお考えになっているのかということです。先ほど、当時の工事業者の責任という言葉も出てきましたけども、そこら辺は行政としてどう判断されているのか。業者がいないということですので、実際には難しいことだろうと思うんですが、工事監理をやっている方が当然業者でもいたと思うんですけども、その工事監理者については分かっているのか。また、現在も葛城市の公共工事等に携わっておられるのかどうか。そこら辺はどうなっているのかということをお聞きいたします。

それから、今後の在り方については、杉本委員からおっしゃったことがあるので、現在は法律等の改正もあって、こういうことが行われてないと思うんですけども、今後、過去の長寿命化のいろんな改修工事ということがまた出てくると思うんです。それに当たって、工事の見積りを最初に予算化するときに、解体してみないと分からないということであれば、また同様のことが起こると思うんですよね。だから今後の学校の長寿命化計画等におきまして、今後こういうことが発生しないために事前にある程度、長寿命化するときには解体等を行って、見積もった上でやっていくということが必要になるのかなと思うんですけども、そこら辺のことについてお考えがあれば、そもそもそういうことができないのであれば、できないということでも構いませんし、お考えを聞かせていただけたらと思います。

奥本委員長 葛本課長。

葛本教育総務課長 教育総務課の葛本です。よろしくお願いたします。

まず、1点目の建築年ですけども、昭和48年となっております。

次に、2点目、今回出てきたような事象が普通にあるものかどうかというところですけども、強度的には問題がない範囲なんですけども、大きく欠損した部分に関しては普通には発生しないものかなと考えております。細かいクラック等、こういったものにつきましては、ある程度あるものというふうに認識はしております。

次に、3点目ですけども、工事監理の事業者です。これにつきましては、現在も存在はしておられる事業者になります。

最後に、今後の長寿命化に当たっての課題になりますけれども、やはり実際には内装撤去ということをしないうり分かりません。そのためには施設を一時休止するとか、そういった作業にもなってまいりますので、基本的には一定の想定で、今回の事象を踏まえて、今後その辺は注意深く進めてまいりたいというふうに考えております。

奥本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 ありがとうございます。建設されたのが昭和48年ということですので、いろいろと公共工事、あるいは民間のマンション建設等におきましてもいろんな不正な事象があって、国のほうも平成17年から平成18年にかけて、公共工事の品質管理に係る法律、あるいは入札契約の適正化に関する法律をつくって、設計どおりきちっと竣工できるように、そういう体制を、平成17年、平成18年頃に法の整備もできたということで、それ以前なので、

非常に問題のある工事だったのかなというふうに思いますが、これで3,500万円弱の新たな出費が葛城市に負担になるというのは、私は大変残念なことだと思うんです。1つは工事監理者が現在もおられるということなので、どういうことだったのかということについては、やっぱり確認をしていただきたい。どういう工事で、どういうことでこういうことが行われたのか。それは工事監理者の責任は、建築基準法等にもおいてあると私は思いますので、やはり行政の姿勢として、こんなのはとても認められるような工事結果ではないわけですから、それはそれなりに、そこはやっていただきたいと思うんですけど、そのことについてのお考えをお聞きしたいと思います。これだけお聞きしておきたいと思いますので、よろしく願いします。

奥本委員長 葛本課長。

葛本教育総務課長 教育総務課の葛本です。

今、副委員長のおっしゃっていただいたことを受けて、改めてそこは確認というか、検討をさせていただきたいと思います。

奥本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 これは意見になるんですけども、多分、工事監理者が、当時のことの記憶等があれば、その工事の中身についてある程度把握しておられるんだったら、ほかのことも含めていろいろ出てくる可能性もあると思うんですよね。ここはもう過去のことというふうなことで水に流さないで、やはり公共工事におけるこういう瑕疵があったことについては、行政として管理者の責任があるわけですから、工事監理者のほうにきちっと聞いて、それはコミュニケーションの部分かもわかりませんし、いや、これは問題があるんだったらそこはきちっと指摘する部分もあるかと思うんですけども、これだけの予算執行に、後で出てきます執行になるわけですから、そこら辺のことはきちっとやっていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いします。

奥本委員長 ただいま副委員長のご意見ですけども、公共工事の過去のこちらが知り得なかった瑕疵に対する対応というのが、そういう取決めがないから、こういうのを今どうするか検討することなんですけども、この件に関しては、厚生文教常任委員会というよりも総務建設常任委員会のほうの所管になりますので、これは全市的にどういうふうな考えをされるかというところがまた必要になってくるかと思うので、この段階では検討されるということですけど、また総務建設常任委員会のほうでも報告が必要かなと思いますので、そちらのほうはどういう形で報告をいただけるかというのはまた検討をお願いしたいと思います。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようであれば、この件については以上といたします。

以上で今回の審査事項は全て終了いたしました。

ここで委員外議員から発言の申出があれば許可いたします。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

皆様、慎重審議ありがとうございました。イレギュラーな過去の案件に対しての質疑なので、なかなか難しいところもございましたけども、的確なご指摘ありがとうございました。引き続き、またこの件については午後からの委員会になりますので、よろしくお願いします。これをもちまして厚生文教常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午前10時48分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

厚生文教常任委員会委員長

奥本 佳史